

前回（第2回）の議論における指摘事項

【「(1)「審査請求」と「異議申立て」の二元主義の廃止」関係】

【「(2)「審理の基本構造」関係】

- 実務経験上、論点2-1-①の説明にもあるとおり、本省で審理を行ってほしいというニーズは相当程度に高いものと思われる。いくら申立人の手続的権利を強化したとしても、行政のトップに話を聞いてもらいたいという申立人のニーズに合わないケースは出てくるのではないかと。
- 地方公共団体における状況として、首長が権限委任を行っている場合には首長に対する審査請求となり、本庁で審理を行うこととなる。実際のところ処分を行った出先には審理能力がなく、また、本庁で一括審理を行うことにより判断の統一性を確保することが可能となるというメリットがある。したがって、申立手続の一元化を図る場合でも、地方公共団体については本庁における審理の確保を図ることが重要と思われる。
- 現行制度では処分庁の自己反省機能が発揮されにくいとのことだが、行政機関の自浄機能についての仕組みを検討することも必要ではないかと。
- 行政不服審査制度の見直しを検討するに当たっては、行政機関の自浄機能を持たせるような仕組みとの関連も念頭において行う必要があるのではないかと。
- 二元主義を廃止する理由が説得的でない。手続的権利に差異があることや手続が複数あることに問題があるのではなく、簡易なものとしての異議申立て、重いものとしての審査請求がある中で、これを申立人の自由な選択に任せる仕組みにすればよいのではないかと。現行制度の中には、国税に関する不服申立てのように二元主義が機能しているものもあるので、これを一本化するのではなく選択制として残してはどうか。
- 二元主義についての問題意識は、上級行政庁の有無という偶然性により申立人の手続的権利等に差異が生じるという不合理を変えるべきではないかということにある。この考え方に基づき、不服申立手続として最低限のものは保障していくということが一元主義の理念である。その上で、更に第三者機関で丁寧に審理する必要があるかということについて検討する余地があるものとする。国税の二段階手続は特殊といえるものではないかと。
- 現行の審査請求の手続保障が十分でないことから、片面的な構造を対審的な構造に変えて実質的な手続保障を行うこととし、その上で二段階審理をどこまで残していくか、実質的な異議申立ての機能をどこまで残

すかという整理になるのではないか。

- 現行制度では、大臣が処分を行った場合には異議申立てによる簡易な手続となるが、まずこのことに合理性が認められるのか。一方、出先機関が処分を行った場合には審査請求として重い手続となるものの、出先機関には審理能力がなく、審理を担当することとなる本省では事情を把握していないため事実確認等に必要以上の時間がかかり、結果的に訴訟以上に長期化してしまうなど、二元主義の悪いところがあるので、これを変える必要があると考える。
- 論点2-2-②の関係では、実際に審理担当者を確保することができるのかがポイントとなるので、ヒアリングで確認する必要がある。
- 論点2-2-④は、論点と検討の方向性がかみ合っていないのではないか。

【「(3)不服申立ての提出先」関係】

- 不服申立書の提出先を処分庁の所属する府省等の窓口まで拡大する必要があるか。通常、申立人は処分庁を知っているので、処分庁に提出できることとすれば足りるのではないか。拡大すると経路が増えるだけであり、かえって遅延等のデメリットが発生するのではないか。
- 不服申立ての適法性の審査権は審査庁にあるが、これを委任などにより原処分庁にも持たせる必要があるか。仮に必要性が認められる場合には、不服申立てを原処分庁へ経路させることが必要となるのではないか。
- 不服申立てについては、形式的審査と実質的審査を分離することが事実上難しく、一体的に行われるべきものと思われる。
- 現行制度においても、運用上、処分庁の所属する府省等の窓口にも提出することができるはずであり、特段問題として検討する必要性はないのではないか。
- 不服申立書の話とは別に、申立手続を一元化した場合に処分庁の役割をどうするか、具体的には、形式審査や適法審査以外に審理担当に上げる際に意見書を付けることとするかなども、現行の異議申立て存置の是非とも関連して問題になるかもしれない。ただし、あまり処分庁を入り込ませると、滞留のおそれがある。

【「(4) 審理段階の簡素化」関係】

- 二段階審理を採ることに合理性が認められる分野として、国税のようなもの以外にどのようなものが考えられるか。
- 二段階審理の場合には、一段階目に事実認定的なことを行い、二段階目に実質的審理を行うことになると思う。「イ問題の所在」の(ア)において、二段階目の審理については不服申立前置主義を排除するとあるが、これでは行政庁による実質的審理の機会を奪うだけでなく、訴訟経済的にも問題があるのではないか。
- 国民の立場からみて、不服申立てを行っても原処分が変更されることはなかなかないということが多いので、不服申立てを行うことなく直ちに訴訟提起できる機会を制約する必要はないのではないか。直ちに訴訟提起できるとした場合でも、訴訟提起のためには相当の時間や経費等がかかることから、裁判所で処理できなくなるほど訴訟が多発することにはならないのではないか。
- 異議申立ての中には事実認定に係るものから単なる苦情レベルのものまで様々なものがあることから、仮に不服申立前置主義を排除することとした場合でも、どのようなものについて不服申立前置主義を排除することとするかについてきちんと決めておく必要がある。
- 現行の異議申立てについては、一般的に言えば処分庁が自ら処分をしておいてもう一度見直しをさせてくれというのは我がままではないかという意見もあり得る。
- 審理の形は一段階としながらも、その中で処分庁が誤りに気づけば自らすぐに直せる手続があってもいいと思われるが、処分庁の役割を余り大きくすると滞留等の問題も生じ得るおそれがある。